

訂正とお詫び

7月号6ページに掲載した「介護保険負担限度額」の従来型個室の居住費に誤りがありました。正しくは右表(8月1日から)のとおりです。訂正してお詫びいたします。

■問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎72-6910

利用者負担段階

従来型個室

特養

特養以外

第1段階

380円

550円

第2段階

480円

550円

第3段階①

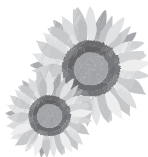
880円

1,370円

第3段階②

880円

1,370円



人権擁護委員の委嘱

7月1日付で、法務大臣より次の方々に人権擁護委員の委嘱状が交付されたのでお知らせします。また、任期満了により長年ご尽力いただいた2名の方が退任となりました。

▼再任 石田 弘氏 (上町)

▼新任 薄葉 保夫氏 (川原町)

益子 ゆかり氏 (音羽町3)

米山 雅子氏 (幸町1)

▼退任 井上 二美子氏 (西大久保)

高久 光枝氏 (音羽町1)



左から米山雅子さん、益子ゆかりさん、薄葉保夫さん

○人権擁護委員とは

人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けた人権の考えを広めたりする活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないよう配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例をみない制度として発足しました。

人権擁護委員は、全国の市町村に配置され積極的な人権擁護活動を行っています。

▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72・6917

大田原人権擁護委員協議会の会長に選任されました



4月24日の大田原人権擁護委員協議会定期総会において、那須町人権擁護委員の平山公一氏が会長に選任されました。

大田原人権擁護委員協議会は各人権擁護委員間の連絡を図り、人権委員法第17条の任務の円滑な遂行を図ることを目的としています。

▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72・6917

「心身力アップ教室」のご案内

体力をつけて気軽に出かけたい等の皆さんの「したい」を叶えるために一緒に取り組んでみませんか? 町では、生活機能の低下が認められる高齢者の方を対象に、短期集中的なトレーニングにより生活機能の向上を図る「心身力アップ教室」を開催しています。

参加を希望される方は、お気軽にご相談ください。

▼日時 各回金曜日 全16回
9月6日(金)～12月20日(金)

▼時間 午前9時30分～11時30分

▼場所 ゆめプラザ・那須

▼内容 個人の体に合わせ、ストレッチや体操、体の動かし方を教室の中で身につけていきます。また、認知症予防や運転技能継続に特化した脳トレーニングも行います。

▼対象者 要支援1・2の認定を受けている方、生活機能の低下が認められる方(地域包括支援センターにおいて確認します)

▼サービス実施 荻原牧子氏(作業療法士)、保健センター職員

▼手続き 地域包括支援センターにご相談ください。主治医からの意見書、心身状況や生活状況を確認させていただき、対象となる方についてはケアプランを作成し、参加開始となります。

▼問合せ

○那須地区地域包括支援センター(ゆめプラザ・那須内)

☎71・1138

○高原地区地域包括支援センター

☎73・8881

敬老会の開催および敬老祝金の変更のお知らせ

敬老会は昨年度と同様に開催可否や記念品等の配布について、地区社会福祉協議会等ごとに実施方針を決定します。地区ごとに実施状況が異なりますので、詳しくはお問合せください。

○敬老祝金の変更について

祝金変更に伴う予算の減額分については、子育て支援事業や他の高齢者福祉事業等に活用します。

▼祝金の額 ○は変更前の額

・77歳 5千円(1万円)

・88歳 2万円(変更なし)

・100歳 10万円(15万円)

・101歳以上 1万円(3万円)

▼対象要件 当該年の4月1日から翌年3月31日までの間に右記の年齢に達し、9月1日までに引き続き10年以上那須町の住民基本台帳に記録されている方

※対象者へは、後日案内状を送付します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72・6917